

せせらぎ通り地区まちづくり協定

まちづくり計画の名称		せせらぎ通り地区まちづくり計画
対象となる区域		長町1丁目及び香林坊2丁目の各一部
区域の面積		約1.6ha
まちづくりの目標		<p>「ほっとするまち はっとさせるまち せせらぎ通り」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 まちの宝であるせせらぎの魅力を高め、引き出すことをまちづくりの大きな目標とする。 2 人の気持ちを和ませ、癒すせせらぎの魅力を引き出し、高めていくことで、せせらぎ通りを、訪れる人を暖かく迎え、人に心地よく、落ち着ける「ほっとするまち」に育てていく。 3 一人一人、一店一店が、まちの宝、せせらぎを大切に尊重しつつ個性を発揮して、訪れる人を楽しませ、感動させ、新しい発見のある「はっとさせるまち」を目指す。
まちづくりの方針		<p>上記目標に向け、全体として落ち着きのあるまちなみを形成しながら、個々の店舗等の外観を工夫することで、多様な個性を演出するなどせせらぎが映える美しいまちなみをつくる。また、イベントや用水の清掃活動を地域が主体となって楽しめる心地よい環境をつくる。</p>
住み 良 い ま ち づ く り を 推 進 す る た め に 必 要 な 事 項	用途の制限	<p>次に掲げる建築物等を建築（建築物の用途を変更する場合を含む。）してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号（キャバレーその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業に限る。）、第2号（低照度飲食店）及び第3号（区画席飲食店）に掲げる営業の用に供するもの (2) 同法第2条第6項から第8項までに定める性風俗特殊営業の用に供するもの (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（ほ）項第2号に規定する勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これに類するもの
	高さの制限	建築物等の高さの最高限度は、20mとする。
	建築物等の形態又は意匠の制限	<p>（建築物等）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物等の外観の色は、原色を避け、落ち着いた色調とする。 (2) 屋外に設ける建築設備（空調機器の室外機、オイルタンク等）は、設置位置や目隠し等を工夫し、道路から直接見えないように配慮する。 <p>（屋外広告物等）</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 屋外広告物等は、自家広告又は土地、建物の管理広告で、地域の景観に配慮した素材やデザインを工夫し、都市景観上支障のないものとする。 (2) 点滅灯及び回転灯の類は、使用しない。 (3) ネオン管を使用する場合は、光源を点滅させない。 (4) 壁面に表示する場合は、広告物等の上端は地盤面より6m以下とする。ただし、ビル名称等は除く。 (5) 外壁から張り出して設置する場合は、一建築物につき1ヶ所までとする。また、外壁面からの張り出しは1m以内で、かつ、下端は地盤面から2.5m以上とする。 (6) 独立広告物等を設置する場合は、高さは地盤面から6m以下とし、一面当たりの表示面積は5㎡以下とする。 (7) 広告物等の表示面積の合計は、10㎡以下とする。
	垣又はさくの構造の制限	<ol style="list-style-type: none"> (1) 道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次に掲げるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・生垣、植栽、板塀、土塀又は透過性フェンスとする。 ・コンクリートブロック、石積等は、敷地地盤面から高さ0.6m以下とする。 (2) 道路に面して駐車場を設置する場合は、乗り入れ以外の箇所に垣又はさくを設けるよう努めるものとする。

	<p>用 水 の 保 全 に 関 する 事 項</p>	<p>地域の財産である用水の維持保全のため、特に事業者は、次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 定期的な用水の清掃活動など、商店街としてせせらぎを保全する活動に積極的に取り組むこと。</p> <p>(2) 店先や建物周りに植栽を設けたり、窓辺やベランダなどに花や緑を飾るなどして、せせらぎが映える、まちなかの“水と緑の潤い空間”づくりに取り組むこと。</p>
	<p>そ の 他</p>	<p>当該区域が安全、安心して歩ける空間であり続けるよう、住民等は次に掲げる事項に努めるものとする。</p> <p>(1) 自動車が歩行者への脅威とならないよう、走行速度の低減、歩道への乗り上げ駐車等の抑制等を呼び掛けること。</p> <p>(2) 指定場所以外に自転車を放置しないよう、管理に努めること。</p> <p>(3) その他、率先垂範して安全、安心な環境づくりに努めること。</p>

● このまちづくり計画に基づいて、金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、平成 14 年 10 月 30 日に地区住民等と金沢市長とでまちづくり協定を締結し、平成 29 年 3 月 30 日に一部変更しました。

● これらの基準とは別途に、「**金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例**」及び「**金沢市屋外広告物等に関する条例**」に基づく手続きが必要となる場合があります。